

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

(1) 当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、四国厚生局愛媛事務所に届出を行っています

(2) 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことがある方は再診料75点を算定いたします。

(3) コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

* 厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

* 上記につきご不明な点はご相談ください。